

景観計画変更のポイント

1. 景観計画変更の目的と改定のポイント

1) 重要文化的景観の選定申出に必要な対応

- ・「文化的景観」を景観計画に位置付ける

→ 「良好な景観形成に関する方針」で町内全域が文化的景観と表記する → 第4章2

- ・「重要文化的景観」選定申出の対象区域が、景観計画でわかるようにする

→ 重要文化的景観景観の区域を「なりわい景観地区」として地区を区分 → 第3章2

- ・重要文化的景観の保存活用計画と連携して、景観計画で新たな行為を把握し調整する

→ 「なりわい景観地区」の届出対象と景観形成基準を設定する → 第5章1/3

→ 「なりわい景観地区」の基準の意味と考え方を伝えるために、文化的景観の価値に基づき、景観形成の考え方を示す → 第4章4

→ 運用の手続きを示し、「なりわい景観地区」においても同様に、建築物、工作物、土地利用にかかる新たな行為について、届出により把握し、協議調整する → 第5章1

2) 再生可能エネルギー施設（大規模太陽光発電施設など）など大規模工作物への対応

- ・景観への支障の大きい工作物の立地を届出制で把握し調整する

→ 工作物の届出対象として明記する (→ 条例規定)

→ 建築行為を伴わない造成や土地の形質の変更を届出対象行為に位置付ける (→ 条例規定)

3) 用語の調整

- ・文化的景観保存活用計画と用語の使い方を合わせる

「茶業景観」茶業と職住一体の暮らしが創出する景観

「居住域」主屋、茶工場などが構成する屋敷地が集まる生活の場のまとまり

「集落」山地、茶園などの農地、居住域などが構成する地区の土地利用のまとまり

- ・景観計画は、建築基準法の規定に基づくので景観形成基準の対象には「建築物」を使用

4) 現行の条例規定と景観計画の表記を一致させる

- ・条例で規定されている「景観重点地区」を用いて景観計画の内容を整合させる → 第3章3

→ 第一種景観重点地区、第二種景観重点地区に変更する

→ 条例では、「申請」に基づき「指定する」ことができるとされており、表現を合わせる

→ すでに認可している地区（石寺地区（第1種））を景観計画で特定する

- ・届出の手続きを現状と条例に合わせて明確にする → 第5章6

→ すでに実施している事前相談及び事前協議の位置付けを計画に示す

→ 基準への不適合の判断やその後の対応における景観審議会の役割を計画に示しておく

(→ 不適合についての手続きは条例で規定)

景観計画の改訂

現行の景観計画の構成	改訂案の構成
第1章 和束町の現況 <ol style="list-style-type: none"> 1. 和束町の現況 2. 和束町における景観特性 	第1章 和束町の現況 <ol style="list-style-type: none"> 1. 和束町の現況 2. 和束町における景観特性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地形をうまく使った土地の使い方 (2) 茶業と暮らしの景観 (3) むらしの中の眺め
第2章 景観計画の基本的事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本目的 2. 基本理念 3. 基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 茶業の生業景観を守り継ぎます (2) 和束町らしい自然や歴史、文化を 景観づくりに生かします (3) 人々の暮らしを尊重した景観づくりを進めます (4) 必要に応じて計画の見直しを行います 	第2章 景観計画の基本的事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本目的 2. 基本理念 3. 基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 和束のなりわい景観を守り継ぎます (2) 和束町らしい自然や歴史、文化 を景観づくりに生かします (3) 人々の暮らしを尊重した景観づくりを進めます (4) 必要に応じて計画の見直しを行います
第3章 景観計画の区域 <ol style="list-style-type: none"> 1. 景観計画の区域 2. 景観計画区域の区分と重点地区の指定方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 重点地区 (2) 一般地区 	第3章 景観計画の区域 <ol style="list-style-type: none"> 1. 景観計画の区域 2. 地区の区分 3. 景観重点地区の指定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第一種景観重点地区 (2) 第二種景観重点地区
第4章 良好な景観形成に関する方針 <ol style="list-style-type: none"> 1. 良好的な景観形成の為の基本的事項 2. 既存計画との調和 	第4章 良好的な景観形成に関する方針 <ol style="list-style-type: none"> 1. 良好的な景観形成に関する方針 2. 文化的景観の保全 3. 既存計画との調和 4. 「なりわい景観地区」における景観形成の考え方
第5章 行為の規制等に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 行為の制限に関する基本方針 2. 行為の制限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象地域 (2) 行為の制限 3. 届出行為の規模 4. 届出の手続 	第5章 景観を守り育てるための基準と仕組み <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本方針 2. 届出対象行為 3. 届出が適用されない行為 4. 景観形成基準に関する方針 5. 景観形成基準 6. 届出の手續と景観計画の運用
第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針 <ol style="list-style-type: none"> 1. 景観重要建造物の指定方針 2. 景観重要樹木の指定方針 	第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針 <ol style="list-style-type: none"> 1. 景観重要建造物の指定方針 2. 景観重要樹木の指定方針
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 景観重要公共施設の整備に関する基本方針 	第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 景観重要公共施設の整備に関する基本方針
第8章 屋外広告物の設置に関する方針 <ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外広告物の設置に関する方針 	第8章 屋外広告物の設置に関する方針 <ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外広告物の設置に関する方針
第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項 	第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項